

厚生環境委員会委員協議会記録

1 会議の日時	令和元年 8月27日	開 会 午後 0時58分 閉 会 午後 1時51分
2 会議の場所	厚生環境委員会室	
3 出席者	委 員	委員長 国 枝 慎太郎 副委員長 広 瀬 修 委員 伊 藤 正 博 村 下 貴 夫 小 原 尚 田 中 勝 士 中 川 裕 子 今 井 政 嘉
	執 行 部	別紙配席図のとおり
4 事務局職員	係 主	長 市 川 圭 司 査 上 野 由 香

5 会議に付した案件

件名	審査の結果
1. 岐阜県消費者施策推進指針の改定について 2. その他	

6 議事録（要点筆記）

○国枝慎太郎委員長

ただいまから厚生環境委員会委員協議会を開会する。本日の協議会は、委員会の所管事項の調査や施策の評価の充実を図るため開催したものである。

議題は、お手元に配付した次第のとおりである。なお、執行部職員の出席については、今回の議題を所管する所属を中心に出席いただいているので予め御了承願いたい。

初めに、岐阜県消費者施策推進指針の改定についてを議題とし、執行部から説明をお願いする。

（執行部挨拶：兼山健康福祉部長）

（執行部説明：前田県民生活課長）

○国枝慎太郎委員長

ただいまの説明に対して質疑はないか。

○広瀬修副委員長

消費者教育とは、どのようなものか。

○前田県民生活課長

岐阜県消費者施策推進指針の中で、「ライフステージに応じた消費者教育」を行うこととしているが、消費者教育とは、消費者トラブルに遭わないことを含め、自立した消費者を育てることを目的に、幼児期から高齢期までの各段階に応じた教育を実施するものである。

○広瀬修副委員長

幼児期からというと、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校と異なるわけだが、消費者教育というものは、授業の中で行うというイメージなのか。また、教育委員会等と連携はしているのか。

○前田県民生活課長

消費者教育は、学校教育の中で行われているところであるが、学校における消費者教育を補完するものとして、消費者トラブルに関するより詳しい内容を載せた高校生向けの副読本を作成するなどの取り組みを行っている。また、その作成にあたっては、教員の意見を伺うなど、教育委員会と連携しながら進めている。

○広瀬修副委員長

高校生向けの消費者教育副読本は配布して終わりというものなのか。あるいは授業で活用されるものなのか。

○前田県民生活課長

学校の授業でも活用いただいている。

○小原尚委員

新たな課題として、「消費者の特性（外国人・障がい者）に配慮した対応」とあるが、消費者の特性として、外国人と障がい者をひとつの括りにしている意図は何か。

具体的な施策の例として、外国人向けのリーフレットの作成と活用とあるが、リーフレットは市町村を通じて配布するのか。また、音声翻訳機を活用した相談窓口の充実とあるが、これは県の相談窓口

ポケトークなどの音声翻訳機を整備するという意味か。

○前田県民生活課長

「消費者の特性」という言葉は国が使っているものであり、その中に外国人や障がい者という分類があることから、今はこのような表現としているが、これらの表現については、先般の消費生活安定審議会においても、委員より「違和感がある」との指摘があったことから、現在、表現を検討しているところである。

外国人向けのリーフレットについては、市町村や関係機関を通じて配布を行う予定である。

音声翻訳機については、委員ご指摘のポケトークのような翻訳機を想定しており、県等の相談窓口を設置することを検討している。

○小原尚委員

相談窓口は県内にいくつ設置されているのか。

○前田県民生活課長

消費生活相談窓口は、県内全ての市町村で設置されている。また、県でも県民生活相談センター等に相談窓口を設置している。

○小原尚委員

相談窓口はかなり需要があるのか。

○前田県民生活課長

県内で年間約13,000件の相談を受け付けており、そのうち県で約5,000件、市町村で約8,000件の相談に対応している。

○中川裕子委員

現行指針における目標値及び達成状況の「県と消費者団体等との意見交換」について、目標値が3件（各年度）となっており、一方、平成30年度末の進捗状況が3件となっているが、これはどういう意味か。

○前田県民生活課長

各年度で意見交換を3回実施するという意味である。

○中川裕子委員

現行指針における目標値及び達成状況の「適正表示に関する事業者向け講習会受講者数」について、目標値が1,000人となっている一方、平成30年度末の実績は2,205人となっているが、これはどういう意味か。

○前田県民生活課長

「適正表示に関する事業者向け講習会受講者数」の目標値については、平成26年度から平成30年度までの食品安全行動基本計画で定められており、平成30年度末の時点で目標を達成しているということである。

○服部環境生活部長

この項目については、平成30年度を終期とする食品安全行動基本計画から目標値を参照しているため、令和元年度を終期とする他の項目とは異なる扱いとなっている。なお、平成30年度末の時点で目標は達

成されている。

○中川裕子委員

平成30年度末の実績2,205人は、平成26年度から30年度までの累計ということか。

○前田県民生活課長

基準値を平成27年度末実績の864人として、それ以降、平成30年度末までの累計が2,205人ということである。

○伊藤正博委員

今年7月に消費生活安定審議会を開催したとのことだが、これまでに開催された審議会では主にどのような意見が出たのか。

○前田県民生活課長

まず、消費者の特性という言葉に違和感があるため、表現を修正してはどうかという意見があった。

また、成年年齢の引下げに係る対応について、大変重要な課題であるため、もっと強く打ち出していくべきではないか、という意見もあった。

○伊藤正博委員

議会の意見及び審議会委員の意見を十分に反映させながら、最終的な改定案としてほしい。

○中川裕子委員

最近よく見られる事案として、福祉関係の相談に来られた方の話が、実はカードローンの支払いによって生活が困窮しているという内容であったり、知らぬ間にリボ払いになっていたという内容であったりすることがある。このような事例は、消費者の皆さんがカード払いの仕組みをよく理解しないまま利用していることに原因があると思われる。

これは要望であるが、カード払いの仕組み等をはじめとする消費者向けの情報提供について、成年年齢の引き下げに伴い、若年者に対しても強化してほしい。

○前田県民生活課長

ご意見を参考にさせていただく。

○広瀬修副委員長

新たな課題として、「成年年齢引下げへの対応」が挙げられており、それに関する具体的な施策として、消費者教育副読本を作成することであるが、これは、現状のとおり副読本を作成することか。

○前田県民生活課長

従来は高校生向けの副読本を作成していたが、成年年齢引下げを受けて、より早期から消費者教育に取り組む必要があることから、今年度から中学生向け消費者教育副読本を新たに作成する。また、ウェブ版の消費者教育教材の作成も今年度に行う予定である。

指針の改定に伴い、来年度以降も若年層に特化した消費者施策を展開していく。

○広瀬修副委員長

消費者教育教材の作成などの取組みを既に実施しているということであれば、具体的な施策の例として、この文言が適当であるか検討が必要であると思う。

また、SDGs 実現への貢献の中で「エシカル消費に関する消費者教育・啓発」とあるが、エシカル消費とは何か。

○前田県民生活課長

エシカル消費とは、環境や被災地の復興、発展途上国の生活改善などに配慮した商品・サービスを選択して消費することをいう。例えば、エコマーク商品や被災地の特産品を購入するというようなことである。

○広瀬修副委員長

このような言葉は、他にもわからない方がいると思われるので、注釈をつけておくと良いと思う。消費生活安定審議会の委員構成はどうなっているのか。

○前田県民生活課長

学識経験者、事業者代表及び消費者代表の18人で構成されている。座長は岐阜大学教育学部の大藪教授が務めている。学識経験者は7名で、大学教授、弁護士、マスコミ関係者、学校長等がいる。事業者代表は5名で岐阜商工会議所の理事等がいる。消費者代表は6名で、全岐阜県生活協同組合連合会や消費者団体の役員等がいる。

○広瀬修副委員長

審議会委員の構成については承知した。

パブリックコメントを実施する際には、一般の方にどれだけ周知して意見をいただくかということが重要。この事案に限らず、パブリックコメントについては、ホームページに公開しただけで、一般の方の目に触れないことがよくある。消費生活については全ての人に関係することであり、できるだけ多くの目に触れる形でパブリックコメントを実施してほしい。

○国枝慎太郎委員長

意見等も尽きたようなので、これをもって質疑を終了する。

次に、事前に申し出を受けた報告案件2件のうち、まず初めに、「局地的豪雨に伴う県美術館の修繕について」執行部からの説明を求める。

(執行部説明：有田文化伝承課長)

○国枝慎太郎委員長

ただいまの報告に対してご意見等はないか。

○小原尚委員

世界的に見ても大切な美術品があるので、経費がかかってもしっかり対応すること。

県美術館では、開館当時、ルノワールの「泉」という作品を購入したはずであるが、現在どこにあるのか。

○有田文化伝承課長

収蔵庫に保管してある。

○中川裕子委員

床下浸水の原因は何だったのかももう少し詳しく教えてほしい。また、長年カビが生えていたものなのか、このときが原因だったのか。

○有田文化伝承課長

展示室2の西側から浸水した可能性が高いと考えている。今回浸水した建物部分は外壁と内壁の二重構造だが、デザイン上の配慮から、排水管を外に見せず、外壁と内壁の間を通してある。この排水管は地面の下の部分で外壁を貫通させて外へ排水させる構造となっているが、その周辺のコーキング部分が劣化したものと考えている。詳細については現在調査中である。

カビについては、従来からあったものではなく、今回の浸水により発生したのと考えている。

○中川裕子委員

他の部分が大丈夫か心配である。古い建物でもあるので全体の修繕についてはどうなのか。

○有田文化伝承課長

リニューアル工事の最中でもあるため、これを機会に館内全体を点検しているところ。そのうえで11月3日を万全の状態を迎えたい。

○広瀬修副委員長

現在、空調設備の工事をしているはずだが、カビが発生しているとなると、作品をうまく管理できない可能性もあると思うが、大丈夫か。

○有田文化伝承課長

展示室2はリニューアル工事の対象ではなく、ここに作品を一時避難していたもの。カビが発生しているのは、展示室2のみである。他ではカビは確認されていないので、大丈夫であると考えている。

○国枝慎太郎委員長

意見等も尽きたようなので、これをもって、「局地的豪雨に伴う県美術館の修繕について」の報告を終了する。

次に、「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度について」執行部からの説明を求める。

(執行部説明：植野地域福祉課長)

○国枝慎太郎委員長

ただいまの報告に対してご意見等はないか。

○今井政嘉委員

従来の車椅子マークのステッカーを貼った車が駐車することは可能か。

○森地域福祉課管理監

車椅子マークのステッカーは健常者がカーショップなどで購入できてしまう問題があったため、この制度を導入するもの。よって、利用証の取得をお願いしたい。

○今井政嘉委員

健常者がステッカーを買ってしまう問題があるため、佐賀県で制度が始まったと聞いている。罰則がないため、健常者に、車椅子の方は広い駐車幅が必要だということを啓発する必要がある。制度を作るのと同時に、健常者にここに駐車してはいけないという周知をしっかりと行うべきと考えるがいかがか。

○森地域福祉課管理監

委員ご指摘のとおりであり、丁寧な説明と制度の周知徹底を図っていきたい。

○広瀬修副委員長

交付窓口は当初、協力いただける市町村でも行うということだったがどうなったのか。

○森地域福祉課管理監

県事業であり、審査業務もあることや、最近制度を導入した他県でも県窓口のみで実施していること、窓口交付と郵送による交付数も半々程度と聞いていることから、まずは県のみで行っていきたい。

○中川裕子委員

県外の施設に駐車する場合や、県外の利用証を岐阜県で使用する場合の取扱いは。

○森地域福祉課管理監

最初に導入した佐賀県は、パーキングパーミットの協議会事務局であり、そこに申込みことで、導入している他府県との相互利用ができるようになる。利用証をルームミラーにかけるなど同様の取扱いとする。

○中川裕子委員

対象者は他県と同じか。

○森地域福祉課管理監

相互利用の点から、既に制度を導入している他県と同程度にしている。

○今井政嘉委員

福祉施設などの車が利用することは可能か。

○森地域福祉課管理監

利用証は個人に交付するため、同乗していれば利用できる。

○国枝慎太郎委員長

商業施設に配付するコーンは、工事現場にあるものと同様か。カバーを巻いてあるものを提供するの
か。

○森地域福祉課管理監

カラーコーン、コーンに被せるコーンカバー、おもりの3点セットを提供する。

○国枝慎太郎委員長

コーンは、大きな商業施設では目立たないのではないか。そのような声は無いか。

○森地域福祉課管理監

県有施設では、路面シートの工事を実施しているが、費用負担が大きいことから、商業施設にはコーンを提供する。現在のところ、ご理解いただいている。

○中川裕子委員

本年4月から商業施設へ依頼しているとのことだが、前向きに受け止めていただいているのか。また、日常的に使う市町村施設はどうか。

○森地域福祉課管理監

商業施設について、駐車場が狭い場合は難しいが、大きな施設は確保していただいている。市町村には、広報誌を通じた周知とプラスワン区画の設置を依頼しており、市町村施設にも協力いただいている。

○国枝慎太郎委員長

意見等も尽きたようなので、これをもって、ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度についての報告を

終了する。

以上で、本日の議題及び報告案件は終了したが、何か意見等はないか。また、執行部、よろしいか。

(発言する者なし)

○国枝慎太郎委員長

意見等もないようなので、これをもって、本日の委員協議会を終了する。

厚生環境委員会委員協議会配席図

令和元年8月27日(火)午後1時～
議会東棟3階厚生環境委員会室

